

晩夏の候、組合員の皆様には、当組合事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、先日開催いたしました第 14 回総代会では、梅雨明け直後の大変暑い中、総代の皆様には多数のご出席をいただき、誠にありがとうございました。今回の総代会では、令和元年度事業費収入支出決算及び事業報告のほか、仮換地指定について慎重にご審議いただきました。

今年度は、いよいよ仮換地を指定できることとなり、また売却予定地の販売についても平方企業誘致推進会の皆様により順次進めてまいります。今年度は事業が大きく動いてまいります。今後とも円滑な事業推進のため、役員一同努力してまいりますので、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1. 第 14 回総代会のご報告

開催日時：令和 2 年 8 月 1 日（土）10：00

開催場所：平方八幡神社社務所

出席者数：本人出席 11 名、書面議決 3 名
（総代総数 14 名）

議案第 1 号 令和元年度事業費収入支出決算 及び事業報告並びに財産目録について

「令和元年度 事業費収入支出決算」 単位（円）

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
借入金	131,077,820	工 事 費	178,500,024
補助金	94,634,737	補 償 費	30,002,533
保留地処分金	0	調査設計費	7,410,000
雑収入	14	負 担 金	0
繰越金	60,975	会 議 費	49,628
		事 務 所 費	8,889,387
		償 還 費	758,390
		管 理 費	0
		雑 支 出	97,000
		予 備 費	0
合 計	225,773,546	合 計	225,706,962

以上の議案第 1 号及び第 2 号は、
原案どおり議決されました。



議案第 2 号 仮換地の指定及び 保留地の決定について

1. 仮換地を指定する宅地

種 目	従前の土地		仮換地	
	地 積	筆 数	地 積	筆 数
民有地	128,738.16㎡	501筆	75,904.30㎡	160筆

2. 所有権以外の権利を有するものがある宅地で仮換地を指定するもの・・・該当なし

3. 所有権者の申し出により仮換地を定めない宅地（法第 90 条）

種 目	従前の土地	
	地 積	筆 数
民有地	263.00㎡	3 筆

4. 公共の用に供している宅地（法第 95 条 6 項）

種 目	従前の土地	
	地 積	筆 数
民有地	3.30㎡	1 筆

5. 保留地（法第 96 条）

種 目	地 積	筆 数
保留地	39,509.97㎡	7 筆

6. 効力の発生日 令和 2 年 8 月 23 日

2. 仮換地指定について

【仮換地及び保留地箇所図】



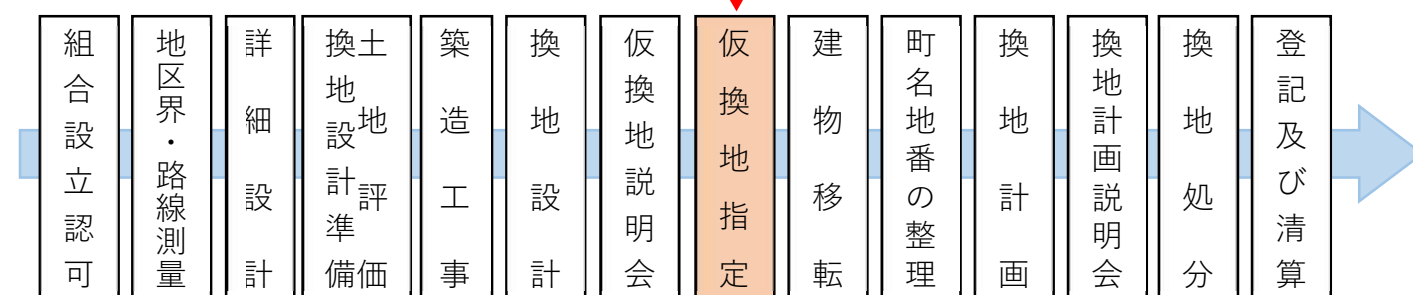
仮換地指定通知を、各所有者様あて、令和 2 年 8 月 7 日付け配達証明郵便にて郵送させていただきました。

お手元に届いた仮換地指定通知の中身をご覧ください、記載に間違いがないかご確認ください。

なお、不明な点等ございましたら、お気軽に事務局宛てお問い合わせください。

仮換地指定通知は、重要書類となりますので、大切に保管くださいますようお願いいたします。

【事業の進捗状況】



3. 売却ゾーンについて

平方企業誘致推進会（土地の売却希望者による任意団体）の皆様による民有地売却ゾーンと保留地の売買契約に向けて協議を進めています。

（1）平方企業誘致推進会発足までの流れ

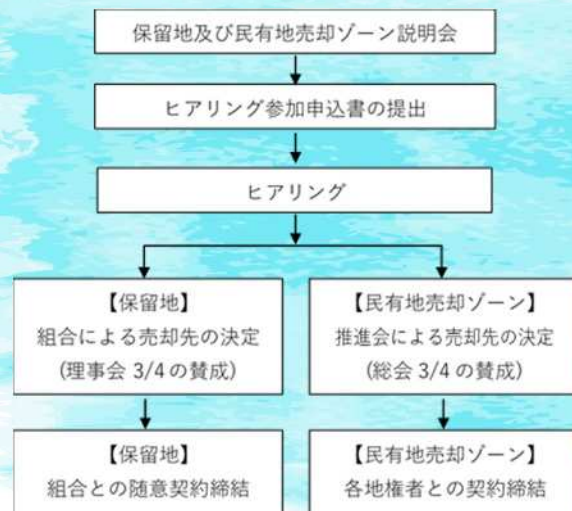
これまで、事業の進捗に合わせて準備会を開催してきました。仮換地指定後、平方企業誘致推進会第1回総会を経て、推進会を発足します。



【保留地及び民有地売却ゾーン位置図】



（2）保留地及び民有地売却ゾーンの契約手続きの流れ



現在までに、保留地及び民有地売却ゾーンの購入希望に関わる問い合わせをいただいているすべての企業様宛てに、説明会の開催についてご案内します。

説明会后、ヒアリング参加申込書をご提出いただいた企業様に対して、実際にヒアリングをさせていただきます。

4. 整地について

理事会にて整地基本方針を定めました。下記の基本方針をもとに仮換地の整地を行いますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

整地基本方針

1. 地目は、従前地目を基本とする。
2. 地権者からの要望により、畑、宅地にて整地を行う。
3. 整地高さは、土地に接する道路側溝の一番高いところを設計高さとする。
4. 畑は、前面道路の側溝よりおおむね10cm高く整地を行う。
5. 整地土は、区画整理地内の建設発生土及び公共工事の建設発生土を使用する。（岐阜県建設発生土管理基準を満たし、組合役員が現地にて実物を確認したものを整地土として利用する。）
6. 畑は、地区内の耕土を利用する。
7. 畑は、表面に30cmの表土（耕土）を敷き均す。
8. 宅地は、道路側溝（官民境界）から50cmの平場を設ける。
9. 畑は、道路側溝（官民境界）に接する整地高さを道路側溝より5cm低く整地を行い、道路側溝から1mの範囲において法面にて擦り付けを行う。
10. 施工は、本方針に基づき原則別紙図面のとおり実施する。
11. 整地工事の期間は、令和2年11月から令和3年12月までとする。
12. 整地工事完了において理事及び土地所有者立会いの下、完了検査を実施する。
13. 完了検査後、使用収益開始通知を実施した土地から利用することができるものとする。
14. 本方針の適用期間は、理事会に議決された日から使用収益開始通知までとする。

9月頃に整地説明会を開催予定です。
説明会では、個別に整地の内容をご説明させていただきます。
詳細が決定しましたら、改めてご案内させていただきます。
よろしくお願いいたします。



○お問い合わせ先

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号

公益社団法人岐阜県都市整備協会内 岐阜県シンクタンク庁舎5階
羽島市平方第二土地区画整理組合事務局



事務局：宮木、佐藤

TEL (058) 274-0080

FAX (058) 274-2772

